

土砂災害防止法とは

(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)

⇒ 土砂災害(がけ崩れ、土石流、地滑り)から国民の生命及び身体の保護をするために、土砂災害が発生するおそれのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や、一定の開発行為の制限、及び建築物の構造規制を行うもので、平成12年5月に法律第57号として公布され平成13年4月より施行されました。

1. 基礎調査(法第4条)

都道府県が、土砂災害により被害を受けるおそれのある場所の地形や地質、土地の利用状況を下記の図の土砂災害ごとに調査します。



調査立ち入り



調査のため宅地等への立ち入りを行います。(法第5条)
この調査の立ち入りにつきましては、法律により立ち入りを拒み又は妨げてはならないこととなっています。
調査員が立ち入り前に、事前に立ち入り日を連絡いたしますのでご協力をお願いいたします。

2. 区域指定

指定の範囲は、下記にあるように土砂災害警戒区域(黄色で囲まれた区域内)と土砂災害特別警戒区域(赤色で囲まれた区域内)があります。

土砂災害警戒区域とは(法第7条)

(土砂災害のおそれがある区域)で市町村が警戒避難体制の整備等を定める区域です。区域の設定については政令で定められた方法により行います。

土砂災害特別警戒区域とは(法第9条)

(建物が破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれのある区域)で一定の開発行為の制限、及び建築物の構造規制が行われる区域です。区域の設定については政令で定められた方法により行います。

区域指定の公示

区域指定の公示は、下記の図のように1/2500の平面図において行います。
公示前に市町村役場等において縦覧いたします。縦覧期日は県の公報に掲載いたします。

< 公示図書例 >



凡 例

- 土砂災害警戒区域
- 土砂災害特別警戒区域

3. 一定の開発行為の制限(法第10条)

土砂災害特別警戒区域内において、住宅宅地分譲や老人ホーム、病院などの災害時要援護者関連施設の建築を行う場合の開発行為には許可が必要になります。



開発行為の申請・許可

4. 建築物の構造規制(法第25条)

土砂災害特別警戒区域内において、居室を有する建築物の新築、増築等の建築申請は、建築物の構造耐力が土砂力の衝撃に対して安全となるような構造でなければなりません。

建築申請

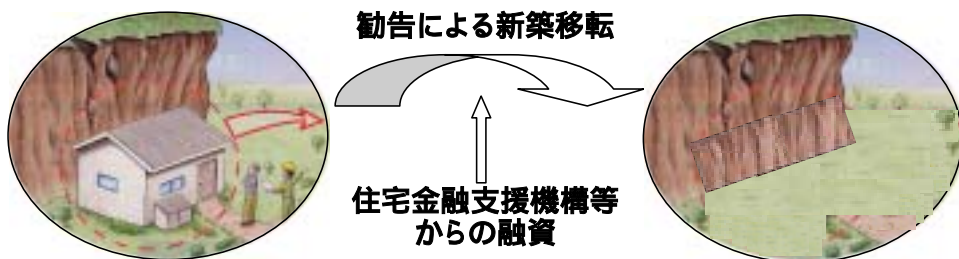
構造審査

建築確認

5. 建築物の移転

土砂災害特別警戒区域内において、急傾斜地等の崩壊等が発生し居室を有する建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれ大きいと認めるとき、都道府県知事は当該建築物の所有者等に対し、当該建築物の移転等を勧告することができます。

なお、移転に伴う新築に対しては住宅金融支援機構等からの融資を受けることができます。



お問い合わせ先

長崎県土木部砂防課
対馬振興局河港課河川防災班

095 - 820 - 4788
0920 - 52 - 1311